

# 不在者投票の手続きについて(平成28年参议院議員通常選挙)

## 1. 投票用紙等の請求

公示日前から請求できるので早めに請求してください

「不在者投票請求書・宣誓書」(別紙1)に必要事項を記入のうえ、郵送してください

選挙人名簿に登録されている  
市町村の選挙管理委員会

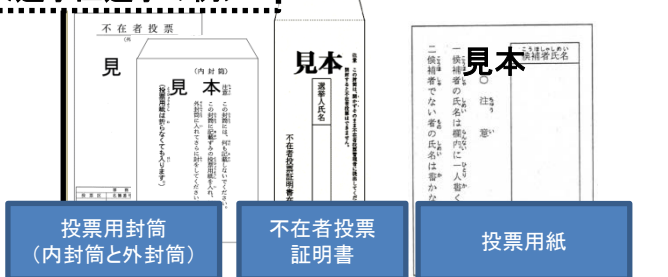
※投票用紙等を送ってもらう先の住所欄は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。  
(例: △△県××市1-1 ○○ビジネスホテル)  
※選挙人名簿に登録されている市町村が分からない場合には、  
住民票のある市町村の選挙管理委員会に御確認ください。

## 2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り

以下のものが入った封筒をそのまま持参してください。

不在者投票証明書は開封しない  
投票用紙に予め記入しない

<選挙区選挙の例>



不在者投票は、6月23日(木)から7月9日(土)まで  
行っていますが、余裕をもって早めに行ってください。  
なお、原則として、平日休日を問わず  
午前8時30分から午後8時まで行っています。

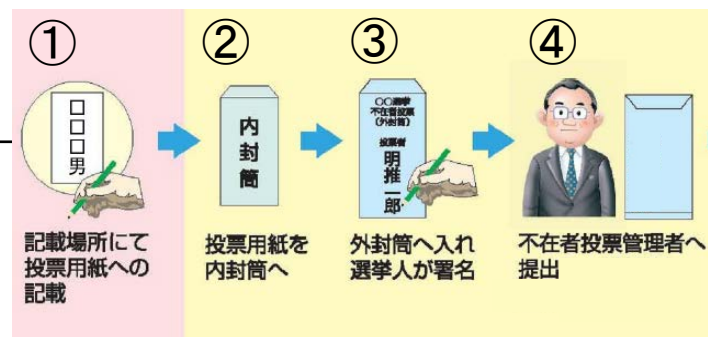
## 行きやすい市町村の選挙管理委員会

(※) 具体的な場所については選挙管理委員会に御確認ください。

## 3. 不在者投票

封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。

- ① 不在者投票記載場所で投票用紙に記入してください。
- ② 内封筒に入れて封をしてください。
- ③ その内封筒を外封筒に入れて封をし、  
外封筒の表面には署名をしてください。
- ④ 不在者投票管理者へ提出してください。



行きやすい市町村の選挙管理委員会(不在者投票管理者)が  
選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に郵送してくれますので、  
その所在地が分かる資料(郵送されてきた際の封筒)は捨てずに持参してください。